

八家川第五ポンプ場、百合の川排水ポンプ場及び樋門等操作規則

第1章 総則

(規則の趣旨)

第1条

姫路市下水道管理センターが管理する八家川第五ポンプ場、百合の川排水ポンプ場及び樋門（以下「ポンプ場等」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条

ポンプ場等の操作は、流水を八家川（以下「放流河川」という。）へ機械排除することにより、対象排水区の浸水被害の軽減を図ること及び放流河川から、百合の川（以下「内水路」という。）への逆流（潮位の変動によるものを除く、以下同じ。）を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第3条

ポンプ場等施設の名称は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「排水機」とは、八家川第五ポンプ場及び百合の川排水ポンプ場の排水施設をいう。
- (2) 「樋門」とは、放流河川への排水口に設置されている排水樋門をいう。なお、放流河川側の百合の川排水ポンプ場樋門（自然流下排水系統）を「A ゲート」、八家川第五ポンプ場樋門を「B ゲート」という。
- (3) 「機側操作」とは、樋門に設置した操作盤において、放流先河川や内水路を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは、八家川第五ポンプ場内の操作室において、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。
- (4) 「自動操作」とは、水位計等の設定値に対して自動的に行う操作をいう。

(操作の基本方針)

第4条

ポンプ場等の操作は、自動操作とする。故障等により自動操作によらずポンプ場等の操作を行う場合は、原則として機側操作により自動操作に準じて操作を行う。

第2章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第5条

姫路市下水道管理センター所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 洪水又は高潮等により、八家川第五ポンプ場での内水位（以下「内水位」という。）が T.P.+0.60 メートルに達し、さらに内水位が上昇する恐れがあるとき。
- (2) その他洪水、高潮および遡上した津波により樋門からの逆流のおそれがあるとき。

（警戒体制における措置）

第6条

所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) ポンプ場等を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保するものとする。
- (2) ポンプ場等を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行う。ただし、津波警報が発表されている場合には機側での作業は行わないものとする。
- (3) ポンプ場等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にするものとする。
- (4) 操作を安全に行えないと判断される場合には、操作を行っている要員の退避を指示する。ただし、緊急を要する場合には所長の指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況の報告をさせるものとする。
- (5) その他ポンプ場等の管理上必要な措置をとるものとする。

（警戒体制の解除）

第7条

所長は、洪水、高潮、津波が終わったとき、又は洪水、高潮、津波に至ることがなく洪水、高潮、津波が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第3章 ポンプ場等の操作の方法等

（洪水・高潮時のポンプ場等の操作方法）

第8条

所長は、放流河川の水位（以下「外水位」という。）が T.P.+0.10 メートルに達するおそれがあるときは、次の各号の定めるところによりポンプ場等を自動操作するものとする。（第7号に定める場合を除く。）

- (1) 放流河川から内水路への逆流が始まるまで（外水位が T.P.+0.10 メートル未満まで）は、樋門の A ゲート及び B ゲートを全開するものとする。
- (2) 放流河川から内水路への逆流が始まったとき（外水位が T.P.+0.10 メートルに達したあと水位上昇が見込まれる場合）は、A ゲートを全閉するものとする。
- (3) 前号の状態において、ポンプ場等の内水路の水位（以下「内水位」という。）が上昇し、浸水被害のおそれがあるときは、下表のとおり排水機を運転するものとする。

	百合の川 No.1	百合の川 No.2	八家川第五 No.2	八家川第五 No.3	八家川第五 No.4
運転水位	T.P.+0.25	T.P.+0.40	T.P.+0.45	T.P.+0.60	T.P.+0.75
停止水位	T.P.-0.25	T.P.-0.25	T.P.-0.25	T.P.-0.25	T.P.-0.25

- (4) 前号の状態において、外水位 T.P.+1.00 メートル以上になったときは、排水機を停止す

るものとする。

- (5) 前号の状態において、外水位が低下し T.P.+0.90 メートル未満となったときは、排水機の運転を再開するものとする。
- (6) 第 2 号の状態において、外水位が内水位より低くなったときは、A ゲートを全開するものとする。
- (7) 前各号に定めるほか、放流河川の河川管理者より排水機停止の指示があるときは、排水機を停止するものとする。

(津波のおそれがある時のポンプ場等の操作方法)

第 9 条

所長は、気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報（大津波、津波のいずれの場合も含む。以下同じ）を発表したときは、津波警報が解除されるまで、機側操作その他の機側での作業を行わないものとする。

2 所長は第 9 条に規定する操作や点検・整備等のため機側で機側操作員等が作業を行っている場合には、機側操作員等に速やかに退避するよう指示するものとする。（ただし、速やかな退避が可能な場合には、樋門のゲートの閉鎖を指示することができる。）また、機側操作員等は、津波警報を入手し、緊急を要する場合には、所長からの指示以前に退避することができるものとし、退避後は、速やかに退避場所及び退避時の操作状況を所長に報告するものとする。

3 所長は、前二項の規定の結果、樋門のゲートが全閉されていない場合には、遠隔操作により、逆流の有無に関わらず、樋門のゲートを全閉するものとする。遠隔操作にあたっては、カメラ映像等による周辺の状況の確認や放送等の手段による警告等、必要な措置を講ずるものとする。

4 所長は、津波警報が解除された場合には、周辺の状況等を確認した上で、樋門のゲートを全開するものとする。

(平水時等における操作の方法)

第 10 条

所長は、外水位が概ね T.P.+0.10 メートル未満のときは、樋門の A ゲート及び B ゲートを全開しておくものとしポンプ場等の操作は行わない。ただし、潮位の変動やその他の理由による内水路への逆流を防ぐ必要があると判断される場合に、A ゲートを全閉することができる。A ゲートを全閉したあとの操作は第 8 条の操作を準用する。なお、本条における操作は機側操作にて行う。

(操作の方法の特例)

第 11 条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、放流河川の河川管理者と協議し、前三条に規定する方法以外の方法によりポンプ場等を操作できるものとする。

(通知及び周知)

第12条

所長は、ポンプ場等を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、ポンプ場等を操作すること又は操作しないことにより、内陸側に影響が生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作等に関する記録)

第13条

所長は、ポンプ場等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第11条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第4章 雑則

(点検及び整備)

第14条

所長は、ポンプ場等を操作するため必要な機械、器具等については、細則で定めるところにより点検その他の維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第15条

所長は、ポンプ場等を操作するために必要な外水位及び内水位その他ポンプ場等を操作するために必要な事項を観測するものとする。

(訓練)

第16条

ポンプ場等の操作の机上又は実地における訓練を、年1回以上行うものとする。

2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。

3 第1項に規定する訓練により、浸水被害の軽減及び逆流の防止又は現場操作員の安全確保に必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

(記録の作成と保存)

第17条

所長は、ポンプ場等の管理に関する事項については、記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第18条

この規則に定めるもののほか、必要な事項は細則に定める。

附則

- 1 本規則は、令和7年4月1日から施行する。